



第34号
62.1.1



発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口 225975
発行所
会長 三好 敏夫
印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口 221712

目次

- 新年のごあいさつ 山口地方法務局長 村井 昭三 ... 2
- 年頭にあたり 会長 三好 敏夫 ... 3
副会長 西山 雅敏 ... 3
- 公嘱法人三年目を迎えて 公嘱協会理事長 乗川 良介 ... 4
- 中国ブロック協議会開催される 5
- 表彰おめでとう 6
- 歴史に探る境界争い(2) 「善和をめぐる一騒動」 下関支部 前田 博司 ... 7
- 分筆による測量と測量による分筆 岩国支部 浦井 義明 ... 8
- 史跡探訪 10
- 会報やまぐちに想う 副会長 新本 清人 ... 12
- 事務局だより 13



山口県土地家屋調査士会

新年のごあいさつ

山口地方法務局長 村 井 昭 三

明けましておめでとうございます。會員の皆様には、御家族おそろいでお元気に新しい年を迎えられたことと存じます。

昨年もここ数年來の厳しい経済情勢の下に経過いたしました。が、法務局の所掌業務は依然として量的に高水準にあり、質的にも複雑・困難度を加えて参りました。それにもかかわらず、おかげ様でお、むね円滑に事務処理を遂行することができました。これもひとえに皆様方の御支援、御協力のたまものでありまして、新年に当たりまして改めて厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の特筆すべき出来事として土地家屋調査士登録事務の移譲があります。皆様方が先刻御承知のとおり、

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第八六号）中の司法書士及び土地家屋調査士の登録に関する規定並びに司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（昭和六〇年法務省令第五二号）が昨年六月一日から施行されたことに伴い、土地家屋調査士としての皆様方の資格を公証する唯一の帳簿であります土地家屋調査士名簿が、当局から山口県土地家屋調査士会を経由して日本土地家屋調査士会連合会に引き継がれました。引継ぎに先立ちまして、約二週間に及ぶ名簿整理作業が行われ二七六名の方々の登録名簿の引渡しが完了しました。

登録事務移譲の目的は、これまた申

し上げるまでもなく、皆様方の自主性の強化、自主的な業務の進歩改善、資質の向上による土地家屋調査士制度の一層の充実発展を図ることにあるのであります。今後における立派な運用をお祈りいたします。

新しい年におきましては、公共投資の事業費確保を柱とする内需拡大策、民間活力の導入の具体化が期待される場所でありますが、皆様方にとりましても新年が健康で充実した年になることを祈念いたします。ともに、法務行政に対するより強力な御支援をお願いいたします。新年のごあいさつに代えさせていただきます。



年頭にあたり



会長 三好 敏夫

新年おめでとう御座ります。

低成長の時代が続いております。

各企業、各業界ともブレイクアートを創出して生機を計っております。

我が業界も先業諸兄が築かれた制度、組織に立脚と乗かっていることが許されなくなりました。

不動産の告示にかかわる国民の権利の明瞭化をはかることが調査士の職務として、その実践を期待されています。

国民が不動産表示登記制度を正確に理解した時は、不正、錯誤、詐欺がなくなり、安心して権利を維持することが出来るから、国民

の財産意識が不動産に代って来ると思えます。

調査士の制度と不動産登記法を広く国民に知ってもらふ為の今年はその元年となるでありますよう、各自の一端の御精進を祈念致します。

元旦



副会長 西山 雅敏

明けましておめでとうございませう。

会員の皆様には御家族ともどもよい新春をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

年の始めに私は一つの提案を致します。それは不動産登記のコンピュータ化に関連する土地の表示登記に係る問題です。

調査士なら判れどもが御気付きの事と思いますが、土地の登記簿の表題部に権利関係を記載出来ないかという事です。

法務省では十七条地籍を整備すべくその作業を進めて居られます。これを更に進め一筆ごとの土地登記簿の表題部に国家権限を記載することにより土地の所在を明確にするのと共に不動産登記行政が時代のニーズにこたえられるようする。この事は十七条地籍に指定された

地籍図の維持管理の現状をみました時に想いだったのです。せっかく十七条地籍に指定された地籍図もすでに分譲図としての役割しか果たない現実に対策を考えますと早急にこの作業にかゝる必要があるのではなからうか、とこの様に考えます。

それは法務省で設置し維持管理している地図部局地区の土地登記について実施してみれば如何であるか。

この実際の作業方法等この一筆会員誌を研究してみたい、と提案致しました。

昭和六二年の夢は大きく、より良い年でありますよう祈念し新年のごあいさつと致します。



公嘱法人二年目を迎えて

山口県公共嘱託登記士地家屋調査士協会

理事長 乗川 良介



明けましておめでとようございませう。

昭和六十二年即年の新春を迎えられ、会員各位におかれましては御禮やかな気分を御願されたこととお慶び申し上げます。

昨今の世界情勢は日々刻々と変化し、併せて日本の経済界も円高に伴う経済不安を誘発し、国民の経済活動も大きな不安と推進力の低下を呈しているところがあります。これに伴い我々の業務をとりまく状況も、かつての日本列島改造論に比された様な、活況な動きもなく、事件数もやや減退しているところでもあります。

辛い時あたかも「水を得た魚」

の如く、一昨年、(社団)として全国一斉に五〇団体の公共嘱託登記士地家屋調査士協会が発足を果たしたものであり、会員の皆々様と共に御同慶に存じます。

当山口会でも法人化を昨二年目に入っておりますが、初年度は約半年間で、設立から数回パミーまでの、いわばキャッシュ・フローとして終始いたしました。

置いてあげれば、自由民主堂山口県連の友交団体に加盟し、自民党県連の助言、協力を当協会にして働くこととなったことにより、発任官庁へのご挨拶廻りが非常にスムーズとなったことでもあります。

二年目に入り、平井龍山口県知事殿より推薦をいただき、岡田富男専務理事を迎え、本来の業務に取組んで、早や半年が過ぎました。この間、山口県を中心に協会の主要機関に業務の発注依頼にと、

専任西遊して参りましたが、実績は必ずしも思うにまかせないところでもあります。然しながら、幕当期を締め、各市町村の発注機関におかれては、協会への御理解度が増し、初期の目的が達成されつつあり、発任手続の上っていないことは事実であるも、私は発任が最終目的とは言え、発任の数字のみが実績とは思っていません。

公嘱登記の歴史は今に始まったものではなく、永い間、業かの手で消化されて来たもので、今の業家の表現は過当ではありませんが種取り作戦を開始したのでありますから、横取りされる側も真剣に所全対策を考えているのが実情であり、法が整備されたから、協会が設立されたからと云ってでも協会に協会に業務が発注されるものではないからであります。

この様なことから私は前述の如く初期の目的が達成されつつあると申したわけであります。今後、発任官庁は基より、各官庁で指定された嘱託職員との関係、前業界者との業務区分の調整等、多くの

解決すべき問題が山積されているのであり、これを土手に処理して行かなければならぬのであります。

中央においても、全国公共嘱託登記士地家屋調査士協会連絡協議会も北は北海道から南は沖縄まで全国五千会の全法人が一躍に加入し結成を終え、各単位協会の情報交換、業務の推進は社の連絡に、中央官庁への対応と、協会の育成に積極的に取り組んでいるところであります。

最近も、地積測量図の作製者について連絡協議会長より自調連会長を経て、民事局長に所会し、回答を得たところであり、着々とその成果を上げていくところで、中央、単位協会共、レストランに例えれば、只今準備中とでも申しまじょうか、仕込に懸命となっておりますのが実情であります。

幸い当山口協会では、増城坂岡事務所、県住宅供給公社、県開発公社、県土地家屋調査士協会、県資料課等の御理解のもと、全面的に発任を頂いているところがございます。

中国ブロック協議会 第29回 総会開催

とき 昭和61年10月24日(金)～25日(土)

ところ とっとり共済会館

います。

又市町村においても関係先を見るところとなり、山口市においては、市町水産部の協力を数年度計画で差控いただき、今年度から着手し、徳山市に於ても年間契約を見、全面免状の約束をいただいたところであり、前々とその成果も実証化しつつあります。

ここで役員各位に頼られては、更に協会の社員としての所見意見を伺望され、役員まかせて頂く積極的な業務開発の推進を討られ業務の拡大を進めて戴きたいと存するものであります。

国庫の分割民営化に伴う事件も云々懸念を覚えられるものと思われ、まず、中国経済面の側面の市町



第二十九回土産委託調査士会中国ブロック協議会定例総会が十月二十四日(金)、二十五日(土)の二日間に行われ、今年も馬取市に於いて開催されました。
協議会には広島法務局長をはじめ多数の来賓者および構成員、オ

村移住の製菓業務も、只今石巻地方で往住されており、過からず、中国地方でも仕事されるものと思っております。

一 般事件の落込み中、協会の組織を充分に活用され、各位の業務の拡大と、協会の育成に無量の力を発揮して戴き、爾と協力のある業務に実務し、もって協会の向上

ブザーパーを言め職員七十二名の出席がありました。
山口会から会長、副会長三名その他七名の十一名が出席いたしました。
初日の二十四日は十三時より受付が開始され十四時に開会、十七



を計ろうではありませぬか、又加入の調査士会会員の方も、一日も早く協会に入られんことを希望するものであります。

皆様の今後の御健闘と御活躍をお祈りし、併せて協会育成のお願いを申し上げ、年間の副とさせていただきます。

時半まで議事の審議、広島事務局発表、中国ブロック協議会局長登壇が行われ、十八時三十分より懇親会が行われた。
二日は八時三十分より会議が再開されまして協議事項の審議が熱心に行われ十二時に二日間互に



る中国ブロック協議会の幕は閉じられました。

本年度各単位会から出された協議事項は次のとおりであり、中でも特に熱心に協議されたのは調査士個人のP.Rの制度についてでした。

(広島会)

一、四月一日「表示登記の日」の無料相談の見直しについて

二、調査士個人のP.Rの制度について

(山口会)

一、地元の証明制度について

(岡山会)

一、定期研修制度(講師)
二、調査士自身による業界整理システムの研究
三、土曜定額調査士業拡大についての実験

(鳥取会)

一、調査士等が作成した地積測量図等を添付してなされる

登記事件の処理にあたり、十九年度法でもあり法務局に対して、その善処方を要請する。

(高松会)

一、推定図根点等の保証について

て

又、中国ブロック協議会の栗上、山口までは次の方が表彰を受けられましたのでここに紹介いたしますとともに心よりお慶び申し上げます。

広島法務局長表彰



下関支部

山 田 道 夫 会員

明治四十二年六月十一日生
昭和二十六年八月、十日入会

中国ブロック協議会会長表彰



新 支 部
岩 本 正 一 会員



岩 田 支 部
井 原 富 士 夫 会員



岩 田 支 部
藤 池 一 博 会員



山 口 支 部
浅 村 栄 一 会員

歴史に探る境界争い (二)

「善和」をめぐる一騒動

下関支部 前田博司

周防と長門の両国の間にも、境界不明の場所があった。長門国厚

狭部車地村の奥の、周防国吉敷郡

の井関・岐波両村と接するあたりは、古くからその境界が明らかで

なく、水い間、厚狭郡を管轄する船木宰判と、吉敷郡を管轄する小

郡宰判との間で「論地」となっていた。「論地」とは、その所属が

争論となっている土地を称したもので、この地は、長門・周防のど

ちらにも所属できないままに放置されていたが、享保十一年(一七

二六)に、ここを争論の地であるからといって、いつまでも空しく

荒らしておくのは無益な事であるとして、一応境界の確定は保留し

たまま、まず開墾を行なわせ、次いでその耕作地を二つに分け

て、小郡・船木両宰判の農民に分配して耕作させることとした。そ

れより岐波間地・井関間地・船木

間地などの名が生じた、とある。

このように、今後双方からたしかに証拠などが出てくれば、その節には如何ようにも境界決定の沙

汰をしよう、という暫定的な取り決めによって、「間地」地区の開

墾が進められていったことが、結局は、後年に至って、境界紛争を

再燃させる結果を招いた。

文久年間(一八六一―一八六四)に、吉敷郡の井関・岐波両村民が隊伍

を組み、この地域の二、三ヶ所に乱入し、樹木の伐採を強行したた

めに争論となり、ついには農民同士の乱闘事件にまでも発展するに

至った。そのため、藩庁では、藩吏を派遣して古地図などをとら

実測した結果、慶応三年(一八六七)二月に、「齒染越山より焼野

ヶ辻、二ツ土手、北の尾山、柿の木山、青嶽山、石黒山、手明日通

山、大日西峠山何れも嶺尾伝い、

水流れ、東は周防国、西は長門国に相違これ無きに付き、間地の名称差し止め、車地村一統に仰せ付けられ、田畑の價は船木宰判に仰せ付けられ候こと」の連し書を下して、国境を確定した。

しかし、その後もなお、争論があいついだために、慶応四年(一八六八)四月十三日に、藩庁はつ

いに、この地の総石高二百八十八石の区域を独立させて、地名を村人が「善く和す」ことを願って「善和」と命名し、この一村だけで「善和宰判」という行政区域を設け、

その争論をようやく鎮静させることができた。

明治四年の廃藩置県に際しては、一旦美祿郡の所轄としたが、同十二年に厚狭郡に移管した。明治十二年の町村制の実施とともに、

車地村・山中村・瓜生野村・木田村などとあわせて二俣瀬村となり

二俣瀬村はまた、昭和二十九年に宇部市に編入されて現在に至っている。

こうした村境・部落境の境界不

確定の箇所は、防長全域にわたって存在したもので、藩制期における防長両国の地誌として知られる「地下上申」や「風土注進案」の随所に、こうした「論地」の記載が見える。

双方の集落が、それぞれ、間の空閑地を蚕食してゆくうちに、やがてその境界を争う結果となるのは、至極当然の理であった。こうした境界係争の地は、その間隙が比較的狭小な場合には、朝鮮半島における休戦ラインのように、双方不入の地として、放置しておけるのだが、それが広域に亘る場合には、えてして、この「善和」地区のように、境界問題の解決はと

りあえず棚上げとして、現実的な妥協の途がはかられ、それが、将来における紛争の再燃をもたらすといった結果となることが多い。

ともあれ、こうした人為の境界が、やがては、その境界の彼我の住民間にも、強烈な精神的な障壁を築きあげてゆく。古今を問わず、境界問題は、恐るべきものである。

分筆による測量と 測量による分筆

岩槻支部 浦井 義 明



浦井 義明 氏（左）

「私の土地の分筆をして頂きたいんですけど、お願いでございませうか？」

「はい、ちょっとお待ちください。貴方の百番の土地は五角形ですね、この五角形の各点について、昨日、法務省登記簿数値情報提供で開示した座標値がありますので、その座標値でお話しを進めることにしましょう。」

「先ず、どのように分筆するのでありますか？」

「ちようどまん中のこの辺りに、ここに平行に等面積になるように分筆して頂きたい。」

「分かりました。それでは今から計算しますので、ちようどお待ち下さい。すぐにできます。」

この様に計算した数値で分筆登記の申請をしたいと思えます。ここに委任状と計算図がありますので、そこに捺印して下さい。今日の午後にも申請できると思えます。なおこの計算した四角の数値に基づいて、現場でどこが境界になるか必要がある時はお中付け下さい。測量に行きますので。」

本年度から、分筆登記手続きが次のように変更されました。土地家屋調査士が、法務省数値情報提供で得た境界点座標値（本年度、国家的規模での全ての境界点の国家による座標値化が完了しました）

に基づいて、どの筆をどの様に分割するか計算した計算図（測量公共座標による座標値計算書）をそこに一旦提出します。そして数値情報提供でその座標値の座標値と登記を受けた計算図（以前の座標値）を照合するものです。これを添付して、登記所に対して分筆登記申請を行うようになります。ですから、明日の午後でもいには登記手続きは完了すると思えます。

ただ、これは分筆登記という概念上の手続きが完了したのみだけであって、先程申しましたように、現実にはその分割点がどこになるかは、後程、現場に於いて基準点を使用して度元測量という作業をしなければなりません。昨年までは、現場を測量した後に分筆登記手続きをなしておりましたけれども、今年からは分筆登記に基づく

度元測量が私達土地家屋調査士の大学の業務になるかと思えます。「分筆登記と言うのはそんなに簡単にできるものですか、以前には、隣の人の境界を確認して、同じもかけ、土地家屋調査士の方にも何回も現場に来られ、場合によっては一か月以上もかかるということがあります。そんなに簡単に出来るようになったのですか？」

「ええ、本来分筆登記というのはこのようにするものだと思はかぬかお思っていました。以前のような地物の仕方は、間違っていると思えます。基本的な間違いは戦前の世界である筆界点と現実の境界点を同一視してしまったところにあると思えます。」

「しかし、この様にすると、何年か前にみられたような、現地と地元の位置の相違が相当相違する所謂「地固風区域」が生じる恐れがあるのではないのでしょうか。その点が心配ですね。」

「いや心配いりません。各筆界点というものを国家に於いて地固風という不安なもので管理し、こ

の座標値による計算は、Aという人が取り扱おうが、Bという人が取り扱おうが、変わりません。全ての計算をこの統一した座標値に基づいて計算しますので、誰がやっても同じ結果が得られます。しかしその筆界点が現地に於いてどこになるか、ということは土地家屋調査士或は測量担当者の技術的、能力的差異で現地に於いて相違が生じることもあります。

又、その現地に於ける点については隣地間で紛争、もめることがあるかも知れませんが、しかし先程申しましたように国家は、筆界点の座標値という数値計算に基づいて登記手続きをするのみで、其現地における筆界点がどこになるか、そこに実際に杭や構造物があるかどうか、あるいは個人間の境界と云うものに付いては、一切関知、タッチしません。お互に争いごとがあったら、測量における誤差の範囲内であれば、その範囲内で勝手に争えば良いのです。ただその前提として、十七条地図の基本的使命である現地復元性の維持のため、

基準点の充分なる設置、整備と筆界点の数値情報化はいうまでもありませんが

今回の貴方の分筆登記手続は、百番という筆の分割点を既存の筆界点の座標値をもとにして求めましたが、逆に、ブロック、水路、道路等の構造物で現地を区画し、その区画で分割する場合では、まず先に測量をしなければなりません。この測量は当然、先程の整備された基準点に基づいてその構造物等の座標値を求め、さらに既知の筆界点との交点計算で、その分割点の座標値を求めます。その座標値が法務省数値情報課に提出する分割点であり、分筆登記後の不変なる筆界点になります。以後、水路を付替えようが道路を付替えようが、その筆界点は1mmたりと変わりません。また現地に於ける筆界点を知りたかったらそれを復元測量すればいいのであります。このようにすると、以前のように分筆する部分の一方の求積のみではなく双方の求積が簡単にできる本来の原則に戻ります。

ああ若干の数字上の誤差がありますけれど、これは既存の筆界点2点を結ぶ直線上の計算の丸め処理の問題です。今までは測量上の誤差の規定で考えておりましたが、今後は計算上の誤差の規定を設けることによって解決しました。

以前は、平板測量による単なる図形データにすぎない地籍図を、十分な基準点の整備もなされていないままに大半を十七条地図というものに指定し、分筆登記は現地を重視し、その地図と若干の相違するような現地であれば、現地の方を優先し、現地を測り直すというようなことをやってたわけです。土地家屋調査士の業務の一つである分筆申請行為はコンピュータ化され、もう一つの測量業務は①新たな筆界点を現地の基準点による測量から求める②新たな筆界点を計算で求めその点を現地に復元する というふうに要約されました。名前を代えれば土地筆界点復元士とふうになって来つつあります。

申し遅れましたけれど、百番の

土地の実際の測量面積100・10㎡は登記簿上の面積100・00㎡と、以前の地籍調査の面積の誤差規定からみると制限内でありませんが、地積を変えることはできません。又、合筆登記にも、地積計算図が必要になりました。理由は今までの説明でお分りですね

年計報告は提出されましたか。1月末までに提出しましょう。



探訪

恒例となりました史跡探訪レク
リェーションが去る十一月九日一
日、徳山地区周遊ということであ
らされましたが、今回は五十六名
という多数の参加者を得まして、
バスも満席になるなどして大変盛
大に行われました。

御存知のように徳山市は戦火で
街を焼かれ、史跡のほとんどを喪
失しておりますが、それでもなお
街の周辺部にはいくつかの史跡が
残存しております。その中から
徳山中学校長の助井秀氏の解説
のもとに次のところを見学いたじ
ました。



飛龍八幡 大王杉



鎌 咲 院
陶典屏建立



龍文寺山門



龍 文 寺

龍文寺

曹洞宗の古刹で
吉野山と号し、今
から約五〇年前
（永享二年（一四三〇）
春日城主陶隆敏が
菩提寺として建立
したもので、明治
維新まで領主の扶
持寺であった。

山門、山籠、西
海三塔を代表する
寺で、寺内に陶氏
一座の墓が残って
いる。

史 跡

大成寺
徳山毛利
家代墓
所

曹洞宗興元寺

中世の頃、野上義兵が、田辺の領主となつてからは「野上の庄(野上山)」と呼ばれるようになった。その野上氏が滅ろんでのち杉氏がこの地の領主となり大内氏に代々仕えた。
弘治元年(一五五七)から天正十七年(一五八九)まで領主であった杉元相が建立した。



大津島行き船中にて



天明記念館前にて
記念撮影



見学風景

会報やまぐちに想う

副会長 新本清人

え、世代の変遷、時の流れを顧み、研修のよき発表の場として、その内容は地味なれども、その重厚な底力、は見る人をしてウン仲々いいと心に残るものがあると評して呉れた、先輩諸兄の声もあるが、中には酷評する向もないではない。

又一方、他県の土地家屋調査士の先生より次の様な御指摘を受けた事実もある全く笑うに笑えない様なこともあった。と云うのは次の様なことである、

会報やまぐちは創刊号を昭和五十一年四月四日に起してより齡を重ねて昭和六十一年七月発行の第三十二号を発刊することが出来て更に三十三号の編集に余念のない毎日である。想

前略御免下さい。
貴会発行の、会報やまぐち、拝読しておりますが、気がついた点がありますのでご連絡いたします。
表紙の左上に印刷されている調査士会のマークが裏返しで使用されておりますので次号から訂正された方がいいと思います。
右先ずは取り急ぎ要件のみにて失礼いたします。
六一・一〇・一五
札幌会 宮脇 秀男
会報やまぐち編集委員殿

この会報、発刊以来三七四五日即ち十年と四分の一の期間、桐葉のマーク内の測の字が^四と裏返しのみ、我が山口会の会報の表紙にデザインと居座っていた訳である。想起起せば昭和五十一年四月一日の創刊号以来三十二号発刊迄山口会会員ニヒャクナンメイの中

誰一人として気付かなかったことも不思議と云えば、なる程、さよらかも知れん。いや親切なる札幌会の宮脇先生どうも有難うございました。厚く御礼を申し上げます。我々の身の廻りにはこれに似たところが案外他にもありはしないだろうか。

そんなことがある訳ないよネ。そんな馬鹿な、と云う様なことが案外に多く誰も気付かぬまゝ、ことなしを得ている問題が他にもありはせんだろうか。余り考え過ぎるのも愚かも知れませんが、ネ。あれやこれやと、気忙しい毎日の生活に追われ乍らも、いよいよ年の瀬も迫って来た。一九八六年よきようなら、迎える新しい昭和六十二年の春に向って羽博こう、六十二年は実のある年であれと希いつゝ。



戸籍謄本等の

請求について

標記については、昨年以來連合会統一用紙により請求するよう周知徹底が図られていくところですが、同用紙によって司法書士・土地家屋調査士が戸籍謄本等を請求できるのは、あくまで、その職務上必要とする場合に限り認められるのであって、これが、職務外目的のために使用されたり、用紙が会員以外の者に流出して不当に使用されることのないよう、統一用紙制定の趣旨をご理解のうえ、この用紙の使用及び保管について、十分留意されるようお願いいたします。

事務局だより

会務報告

一〇月 一日(水)	表示登記無料相談	於会員各事務所
三日(金)	司・調・行三士会	於会館
九日(木)	登記部門との協議会	"
一四日(火)	全国企画担当者会同	於東京都
一五日(水)		
一八日(土)	総務部会	於会館
二二日(水)	三者協議会	"
二四日(金)	中国ブロック協議会総会	於鳥取市
二五日(土)		
一二月 六日(木)	監査会	於会館
九日(日)	徳山史跡めぐり	
一一日(火)	総務部会	於会館
一二日(水)	企画部会	"
一八日(火)	綱紀委員会	"
二六日(水)	中国ブロック協議会会長会	於広島市
二七日(木)		
二九日(土)	役員推せん委員会	於会館

行事予定

一二月 二日(火)	登記部門・県用地課との協議会	於会館
四日(木)	理事会	"
一八日(木)	調査士試験合格証書授与式	於法務局
一月 六日(火)	合同部会・支部長会	於長門市
七日(水)		
一三日(火)	中国ブロック会長・企画担当若会議	於岡山市
一四日(水)	三者協議会	於会館
二月 六日(金)	新入会員研修会	於広島市
七日(土)		
七日(土)	全国親睦囲碁大会	於東京都
八日(日)		

編集後記

◎昨年は円高にはじまって円高に終わりました。我々調査士の報酬も一件あたり相当上がって参りましたが、それ以上に仕事の内容が複雑多岐に亘って来ており、なおかつ仕事量も減少し、実質収入は大巾にダウンしております。

◎今年には税制面での変化もあり、多少物価が上がり、土地、建物の価格もついて上がり、皆が急いで購入し、我々の仕事もいそがしくなるといふ初夢はいかがでしょう。

◎岩国支部岩倉一夫会員による「国調境界冬景色」今回は休ませてくださいました。次号には是非登場していただきます。

◎前号より久々に登場いただいておられますのが下関支部の前田博司前副会長による「歴史に探る境界争い」。じっくり読んでいただく大変たのしめます。

◎会報山口の表紙にある、調査士のマークの中の「測」の字が逆になっておりました。以前にも一度逆になっていたので直したことがあり、それがいつの間にか又逆になっていたので、担当者としてとてもはずかしいです。

昭和61年度土地家屋調査士試験合格者名簿

氏名	生年月日	住所
角田 和芳	昭26. 1.20	大島郡橋町袖良 579
山崎 浩紀	〃 35. 6.16	島根県益田市栄町 12-10
百田 芳文	〃 23. 8.14	山口市黄金町 6-32
沖瀬 宗男	〃 24.10.23	下関市生野町 2-33-7
吉岡 哲哉	〃 17. 1.27	山口市浅湯小路 21
豊野 佳秀	〃 27.11.24	防府市大崎 231-1 県営住宅大日団地 38-238
福原 嘉幸	〃 27. 4.10	山口市下小鯖 975-6
原 堯	〃 22. 3.20	山口市仁保上郷 2267